

刑事法

解答上の注意

1. 問題用紙は3頁、解答用紙は3枚（刑法 第1問、刑法 第2問、刑事訴訟法のそれぞれについて1枚）、下書用紙は1枚です。
2. すべての解答用紙に、一橋大学の受験番号を記入してください。氏名は絶対に記入しないでください。
3. すべての問題に解答してください。刑法 第1問、刑法 第2問、刑事訴訟法の配点比率は、5：4：6です。
4. 解答用紙は、問題ごとに異なります。それぞれ正しい用紙に解答してください。
5. 解答は横書きにして、1問につき1枚の解答用紙に収めてください。解答用紙の追加、交換はしません。解答用紙は、白紙である場合も含め、すべて提出してください。
6. 解答用紙の余白は採点者が使用するので、誤字脱字の訂正のほかは使わないでください。
7. 問題の内容についての質問には、応じません。
8. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙と下書用紙は、持ち帰ってください。

刑法 第1問

次の事例を読んで、Xの罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

Aは、XとBに対して、資産家であるCから金をまきあげようぜと持ち掛け、Xらもこれに応じた。Aは、Cに対し、「珍しい美術品の所有者Dが買い手を探しているので紹介したいが、Dは、振り込みや電子マネーなどを活用しておらず一切の取引は現金で行うのが素晴らしいという思想の持ち主である。気に入ったらすぐに購入しないと売れてしまうかもしれないので、現金を100万円用意して来てくれないか。そうすれば、Dのところに送迎する。」と告げた。Cは、Aの話に関心を示し、現金100万円を鞆に入れて、約束の場所に現れた。Aら3名は、A所有の車でCを出迎えた。

Aは自ら車を運転し、助手席にXを、後部座席右側にBを、後部座席左側にCをそれぞれ乗せた。Aが車を発進させようとしたところで、いきなり、Bが刃渡り30センチの包丁をCに突き付けて、「おとなしくしろ。」と語気鋭く叫んだ。Aらは、Cを集合場所から5キロほど離れたところにあるA所有の倉庫に連れていき、倉庫内でBが改めてCに包丁を突きつけて金を出せと迫ることで、Cに金を渡させる計画であった。Cはいきなり包丁を突き付けられて、気が動転し、無言で座っていた。Aは予定通り、5分間ほどかけて車を移動させると、自分の倉庫に車を入庫させ、倉庫入口のシャッターを閉めた。

Aは車から降りると、XとBも続いて降車した。Cを車内に残した状態で、Xは、「車の中でCのしょぼくれた顔をちらちら見ながら考えていたが、こんな貧相な奴は金をまきあげるのに値しない。俺たちは元々、美術の世界で一旗揚げようと競い合った仲じゃないか。金は、リアル大富豪を夢中にさせるような作品を作って稼ごうぜ。目を覚ませ。」とAとBに対して熱っぽく語り続けた。Xの真剣な表情に気圧されて、Bも「そういえば、若いときはみんな夜通し作品を制作したよな。俺たちはもう一度やり直せるかもしれない。」とXに同調する発言を行った。Aは、いきなり態度を翻したXとBに戸惑いながらも、唯一刃物を持ってきたBがいない状態で1人で計画を遂行するのは難しいことから、しぶしぶ、計画の中止に同意した。XとBは、「話は決まったな。俺たちは創作意欲をかき立てるために歩いて帰ってから、Cはお前が送っといってくれ。」と告げると、徒歩でその場を離れた。残されたAは、Cが乗車したままの車内に戻り、無言で車を走らせた。Aは、車を走らせながら、このままCを帰らせても、自分たちは無罪放免とはならないのではないか、だとしたら、刃物はないものの、Cを脅して少しでも金をまきあげた方がいいのではないか、と考えるに至った。Aは、Cの自宅に到着し、Cを降車させたが、その際に、「ドライブ代をよこしてもらおうか。出さないとどうなるかわかっているな。」と申し向けた。Cは、また怖い思いをするのはかなわないと思い、Aに1万円札を渡して、帰宅した。

刑法 第2問

次の事例を読んで、XとYの罪責を論じなさい。

Xは、別居している実弟のYが2021年2月3日にYの同級生であるAのバイクを盗んだ疑いがあるとのことで、同年8月11日に警察から事情を聴かれた。Xは、同日のYの行動については知らなかったので、正直に知らないと答えた。後日Xは、Yを呼び出し、「2月3日にAのバイクを盗んだのか。」と問いただしたが、Yは、「全く身に覚えがない、その日は沖縄に旅行に行っていた。」と答え、旅行の内容を詳細に説明した。Xは、Yの話信じた。

しかし、警察が抱いたYに対するバイク盗の嫌疑は高まり、同年9月15日に遂にYが両親と同居する家に警察の捜索が入った。Yは、自室で捜索の場面に立ち会っていたが、2月3日以前にAのバイクを無断で乗り回したことがあり、その際に、Aのバイクにまたがった姿を動画に収め、外付けハードディスクに保存していたことを思い出した。Yは、自分がAのバイクに関心を示していたことを警察に知られると面倒なことになると考えて、警察官が証拠品であるYのデスクトップパソコンを運び出すためにYの自室から出ていった際に、ハードディスクに電動ドリルで穴を開けて、押し入れの奥に投げ込んだ。ほどなくして、警察官は破壊されたYのハードディスクを発見し、差し押さえたが、データは復元できなかった。

その後、警察の捜査はさらに進展し、結局、Yは同年10月13日にバイク盗の被疑事実で逮捕され、引き続き勾留されてしまった。XはYの話は作り話だったのかもしれないと思いつつも、Yが警察に逮捕されたことを憤慨し、Yを釈放させるべく思案した。Xは、自らの舎弟でYと仲が良いBが、警察に参考人として話を聴かれることになったことを聞きつけた。そこでXは、Bに指示して、取調べの際にYから2月3日に沖縄の観光地で撮影した写真を見せてもらったことがある旨の供述を行わせた。Bは、取調官が作成した供述録取書に署名および押印を行った。XがBに指示した供述の内容は事実に基づくものではなかった。

刑事訴訟法

次の各【事例】を読んで、後の小問1、小問2、小問3に答えなさい。なお、各【事例】および各小問は、それぞれ独立した問いであるものとする。

【事例】

何者かが、商店を営んでいるVを店内で脅迫し、畏怖させた上で、店内にあった宝飾品の交付を受けたとされる事件が発生した。捜査機関は恐喝事件として捜査を行ったが、犯人が発見されないまま、上記事件が発生した日から7年が経過した。

その3ヶ月後、他の窃盗事件で逮捕されたAの自宅を警察官が搜索したところ、Aの自宅内において、Vの店から持ち去られた宝飾品およびVの名刺などが発見された。これら証拠物の発見を受けて、警察官が、Aに対してVの商店への上記事件についても取り調べたところ、AはVに対する上記事件について犯行を認める供述をした。

小問1 検察官が上記事例の経緯の下で、恐喝の事実によりAを起訴した場合、裁判所はどのような裁判を言い渡すべきか。裁判の種類とその根拠条文を摘示しなさい。

小問2 Aに対する捜査の結果、Aはこの7年余りの間に、海外に1年間にわたり渡航していたことが判明した。公訴時効制度が存在する意義を説明するとともに、検察官はこの場合にAを公訴提起できるか否かについて、法律上の根拠を示しつつ説明しなさい。

【事例】

検察官はAについて、商店を営んでいるVを店内で脅迫し、畏怖させた上で、店内にあった宝飾品の交付を受けたという恐喝の事実で起訴した。Aは、「Vには金銭を貸していたところ、Vから借金の返済の代わりとして宝飾品を譲渡された」と主張した。当該事件は公判前整理手続に付されて、「AはVから宝飾品を任意に譲渡されたか否か」を争点として、主張および証拠の整理が行われ、これに沿って公判審理が進められた。

公判において、弁護人が検察側証人であるVに対して反対尋問を行った。そこでのVの証言をうけて、検察官は「VはAから脅迫されたとはいえない可能性がある。むしろ、Aは、自らに代金を支払う意思も能力もないにもかかわらず、Aにこれがあるかのように装って、宝飾品をVに交付させた詐欺事件ではないか。」と考えた。もっとも、検察官は、恐喝の事実と詐欺の事実について証拠は共通しており、追加の証拠調べは必要ないと考えた。

小問3 検察官は、起訴状記載の訴因にかかわって、どのような措置をとることが可能かを論じなさい。